

2026年 10月1日 から

カスハラ対策が義務に!

 厚生労働省 茨城労働局



詳しくはこちら



は、国の指針に沿って対応します。

茨城労働局では、事業主のみなさまの取組を支援するため、 カスタマーハラスメント対策ポスターを 作成いたしました！

令和8年10月1日より、カスタマーハラスメント対策が
事業主の義務となります。

一方で、お客様等に対して「その行為はおやめくだ
さい」と事業所から直接お伝えすることは難しい
場合もあるかと思われます。

事業所として伝えづらい内容について、ポスターを
通じて周知いただく一助となりましたら幸いです。



ポスター下部には事業所名をご記入いただけます。

店頭やレジ付近など、
お客様の目に留まりやすい場所に掲示して
ご活用ください。

● カスハラ対策が義務に！

・令和8年10月1日より、カスタマーハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

・職場におけるカスタマーハラスメントとは、

- ① 顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の事業主の行う事業に関係を有する者が行う
 - ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により
 - ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、
- ①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

お問い合わせ

茨城労働局雇用環境・均等室…

TEL.

029-277-8295

本ポスターは、茨城労働局ホームページからダウンロードしてご利用いただけます▶

